

新制
女子修身書
四年制用
卷三

教科書文庫
4
110
42-1941
0130449293

40534

教科書文庫

4
110
42-1941
01304
49293

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

G
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

inches
1 2 3 4 5 6 7 8
cm
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

日五月八年六十和昭
濟定檢省部文
用科身修・校學女等高

教科書文庫

4

110

42-1941

0130449293

資料室
中央図書館

275.9
K220

新制女子修身書

廣島文理科
大學教授
文學博士勝部謙造著

東京
大阪
英進社發行

広島大学図書

0130449293



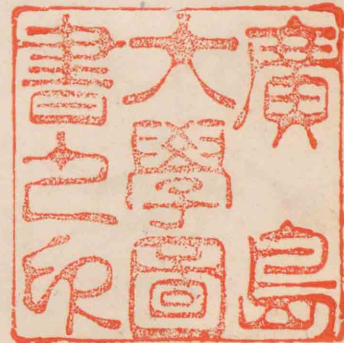
席

廣島縣
廣島縣立書

広島大学図書

0130449293





神 勅

葦原千五百秋之
瑞穂國是吾子孫
可王之地也宜爾
皇孫就而治焉行
矣寶祚之隆當與
天壤無窮者矣

(日本書紀)

葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ
吾が子孫の王たるべき地なり
宜しく爾皇孫就て治らせ さき
く 寶祚の隆えまさんこと當に
天壤と窮まりなかるべし

御誓文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

遞信大臣	文部大臣	陸軍大臣	兼大藏大臣 內務大臣	司法大臣	農商務大臣	海軍大臣	外務大臣	樞密院議長	內閣總理大臣
子爵	子爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵
榎本武揚	森有禮	大山巖	松方正義	山田顯義	井上馨	西郷從道	大隈重信	伊藤博文	黑田清隆

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深
 厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美
 ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存
 ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
 ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
 ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
 是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
 遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽



詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ
永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺
ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自
彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵 桂 太 郎

詔 書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭
激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコ
トヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國
民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ

道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮
華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人
倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ
尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業
ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭
シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ
協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民
其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣

伯爵

山本權兵衛

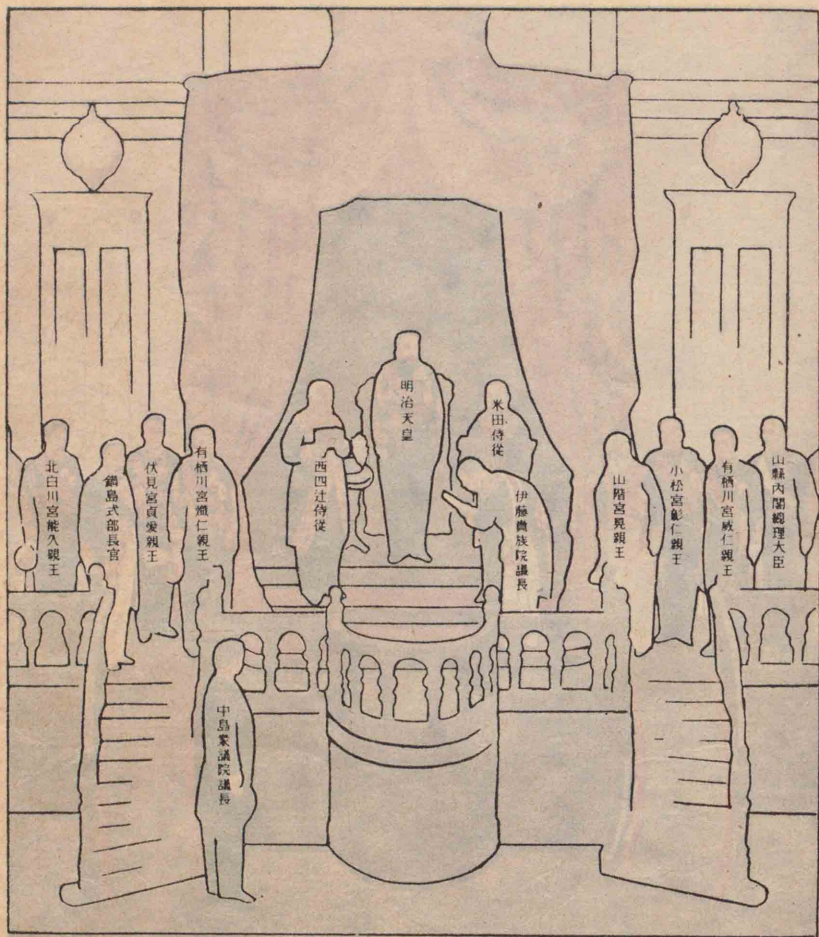
以下各國務大臣

副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

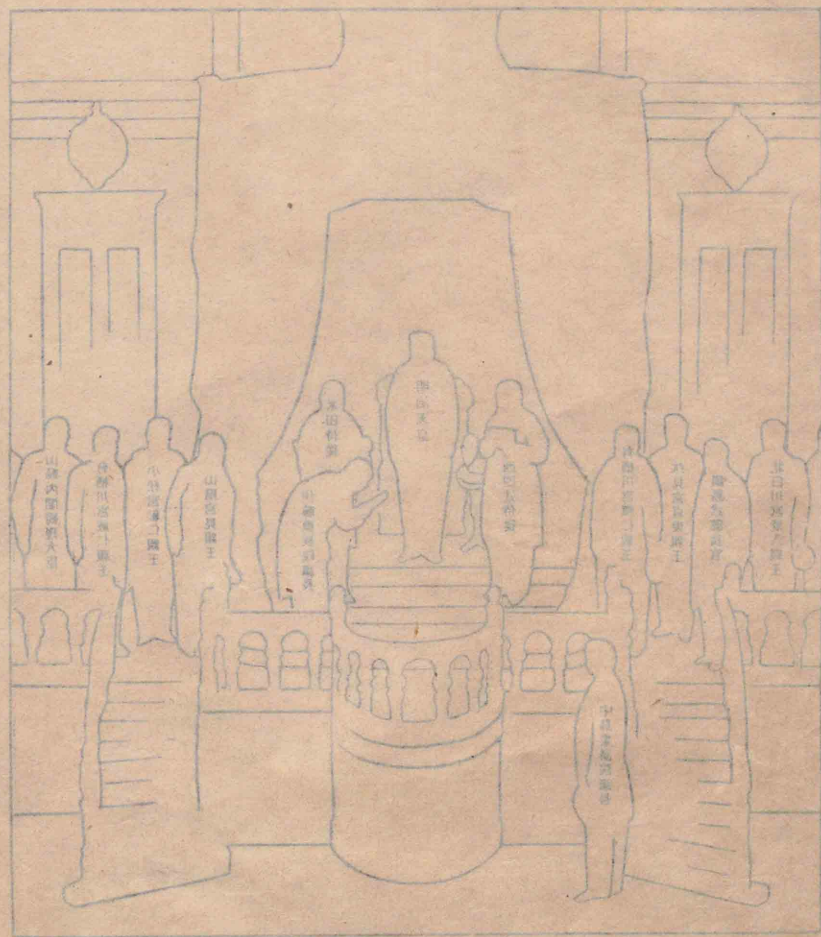
(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維
持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ
其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其
レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事
勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ
失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ
武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全
クセムコトヲ期セヨ



御臨式院開會議國帝
 (畫壁館畫繪念記宮神治明)





帝國議會開會式圖
 (即出會宮中之禮節並圖)

新女子修身書 四年制用 卷三

目次

第一 明・浄・直

- 國民精神
- 明き心
- 浄き心
- 直き心

第二 まことの心

- まことの心
- 二宮尊徳
- 嘘偽
- 陰日向
- 一箇の眞誠

第三 讀書

- 書籍は知識の寶庫
- 書籍の選擇
- 學生の讀むべき書
- 文學書その他
- ドイツ婦人の讀書
- 讀書法

第四 スポーツ精神

① スポーツ精神 — ② フェアプレー — ③ 品性修養の道場 — ④ 運動競技に關する令旨

第五 趣味

① 休養の必要 — ② 趣味 — ③ 趣味と品性 — ④ 私達の趣味 — ⑤ 本務を忘れるな

第六 教育

① 教育 — ② 家庭教育 — ③ 学校教育

第七 政治

① 政治 — ② 立憲政治 — ③ 私達の覺悟

第八 經濟

① 經濟活動 — ② 家庭經濟 — ③ 國家經濟

第九 煙草と酒

① 煙草の害 — ② 酒の害 — ③ 自力更生

第十 良心

① 道德の大法 — ② 良心の意義 — ③ 良心の働き — ④ 良心の權威 — ⑤ 良心の發達

第十一 行爲と品性

① 行爲の意義 — ② 行爲の過程 — ③ 品性 — ④ 行爲と品性

第十二 能率増進

① 能率と能率増進 — ② 能率増進の工夫 — ③ ドイツの家庭生活 — ④ 能率増進の適用

第十三 人類愛

① 人類愛 — ② 日本精神の平和的精神 — ③ 國史の跡 — ④ 人類愛と祖

國愛

第十四 義勇奉公

●義勇奉公——●銃後の心づくし

第十五 海外發展

●人口の増加——●拓殖移住——●海外發展

第十六 我が國民文化

●文化——●學術——●教育——●儒佛二教と西洋思想——●我が國民文化

第十七 國民の自覺

●國運の發展——●教育勅語——●戊申詔書——●國民精神作興に關する詔書

目次終



新制 女子修身書 四年制用 卷三

第一 明・淨・直

●國民精神

潔白

行やん心正しく
けがらぬ心

國家にはその國民に特有な統一的意思があります。これを國民精神と名づけれます。國勢の隆替は國民精神の緊張或は弛緩に左右せられることが大きくあります。「明き淨き直きまこと」の心は、我が國民固有の精神の中心をなすもので、御歴代の詔勅に幾度も繰返されてゐます。明朗・快活・清廉・潔白・公正・勇武などの諸徳は、概ねこの明・淨・直の

◎明き心

三大性を基本として居り、古來幾多の外來思想が輸入されましたが、この國民精神は少しも傷つけられることなく、連綿として今日に傳へられてゐるのであります。

「明き心」は明るく朗らかな心です。活々とした元氣と希望とに充たされた心です。

熊澤蕃山は日本を「陽國」と言ひました。本居宣長が

しきしまのやまと心を人とはゞ朝日に匂ふ山櫻

花

と歌つたのは、よく我が國民精神の特色を言ひあらはしたものと思ひます。物事に屈託せず、いつも樂天的で、天真爛漫で、活潑に活動してゆくのが、日本人の性質です。

日本人の心は
心なかりかと
わきま
それは朝日に匂ふ山櫻
の櫻の匂ひを
清く美しき山櫻
あらはゆる梅

◎淨き心

清淨しやうじやうは日本人の特性であることは、西洋人の日本に關した記事には必ず書いてあります。

上古、私達の祖先は、目に不潔なものを見たゞけでも身體が汚れるものであるとし、身體が汚れれば精神もまた汚れるものと考へました。清流に浴して禊まじをしたのは、即ち清い精神は清い身體に宿るものと考へたからで、身を洗ふことによつて心の汚れも亦去つてしまふといふのが上代日本人の考へです。

中江藤樹は「學問は心の汚れを清め、身の行をよくするを本とす」と言ひました。私達は身體を洗ひ清めるばかりでなく、常に心を洗ひ清めなくてはなりません。たとひ身體

の清潔を保つても、心のけがれが除かれないでは、人としての価値は失はれます。

明治天皇の御製に

あさみどり澄みわたりたる大空の廣きをおのが心
ともがな

と仰せられてあります。晴れわたつた秋の空のやうに一點の曇りない心が私達の全生命を支配する時、そこに眞の人間としての光が輝き出て、その言行の一切は貴く美しいものとなるであります。

直は「すなほ」の意で、正直・率直・撲直・實直などいづれもこれであり、直往邁進して義の爲に勇を奮ふのも直であります。

直き心

従つて邪なこと、卑怯なこと、緩慢なこと、優柔不斷なことを嫌ひます。

直き心は眞理を愛する心です。誤りや偽りを斥けて、正しい道理を求めるのが學問の道でありますから、直き心は學問する上にも極めて必要です。私達は日々の課業を受ける上に、ごまかしをしたり、よい加減のところを濟ませて置いたりするやうなことは斷然排斥し、眞理の探求にはどこまでも眞剣でなければなりません。

これを要するに、日本固有の精神には少しの偽や邪惡な考を混へてゐず、純粹無垢な、正直な、一點の曇りもない明朗な精神で、「明き、淨き、直き心」は、約めてこれを言へば「まこと」の

心]即ち至誠の精神に外ならないのであります。

國民精神作興に關する詔書に、

國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

と仰せられてゐます。私達は今、新學年の劈頭へきとうに當り、日本國民としての覺悟を固くし、益、日本固有の精神を涵養振作して、以て聖旨に副ひ奉ることに努めなければなりません。

第二 まことの心

●まことの心

明治十五年、軍人に賜はつた勅諭に、

心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの装

飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし

と仰せられてゐます。私達が君國のために盡すにも、父母に事へるにも、その根本をなすものは「まことの心」であつて、どんな行でもまことの心から出たものでなければ善と稱することが出来ません。されば「まことの心」こそは萬善萬行の源ともいふべきであります。

●二宮尊徳

二宮尊徳は三十六歳の時、小田原藩主の命を受けて、その領分下野國櫻町の復興事業に當りました。尊徳は日夜心を傾けて農業を奨励し、荒地を開拓させようとしましたが、田畑は多く荒廢し、民心は頗る弛緩して、なか／＼復興がむつかしくあります。加ふるに奸人共が住民を煽動して仕事を妨げ、はては藩主に讒

訴して尊徳を陥れようとするものがあるに至りました。然るに尊徳は却つて自ら責め、

「奸人が外にゐて復興の事業を妨げ、内に事を共にする者が自分を信じないのは、全く自分の誠が足りないからである。誠が通じさへすれば、成就しない筈はない。」

といひ、そこで成田不動尊堂に參籠し、斷食して祈願をなし、滿願の日、直ちに二十里の道を歩いて任地に歸り、益々誠を盡して廢邑復興の事に當りました。尊徳の至誠は遂に住民に通じ、それ以來民心も一變して勤儉の風が起り、荒地の開拓も數百町歩に達しました。

③ 嘘偽

心に「まこと」のあるものは、言ふことに嘘偽がありません。元來嘘は自分の悪事を隠すためか、體裁を飾るためか、或は

不當の利益を得るために、その方便として言ふもので、一時はそれで通れることがあつても、決して何時までも露顯せず、済むものではありません。且又一度嘘を言へば、それを隠すために、第二の嘘を言ひ、第三、第四、第五と際限なく嘘を言ふやうになつて、人々から相手にされなくなり、結局さまゞの悪事を犯して世に立つことの出来ぬやうになります。「如何なる悪事も嘘から始まる」といふやうに、悪人も元をたゞせば嘘を言ふ習慣から來ます。私達は些細なことでも決して嘘を言はぬやうにすべきであります。

心に「まこと」のある人は、その行に陰日向がありません。その行爲はいつも公明正大で、人の知ると知らぬとによつ

④ 陰日向

て表裏のあるやうなことをしません。

林子平が「海國兵談」「三國通覽」によつて幕府の咎を受け、仙臺の兄の家に幽閉されてゐました時、子平は始終一室に閉ぢ籠つて謹慎し、決して外に出るやうなことがなかつたのです。或人が、

「折々は外に出て氣をはらしてもよいではないか。」

と勤めますと、子平は、

月と日のかしこみなくばより／＼に人目のせきはこ

ゆべけれども

といふ和歌を詠じてこれに答へました。

⑤ 一箇の眞誠

孟子に「至誠にして動かさざる者は未だこれあらざるなり。」とあり、西郷南洲の遺訓にも「天下後世迄も信仰、悦服せら

るるものは只是一箇の眞誠なり。」とあります。私達は常に至誠を以て事に當らなければなりません。もし、身が用ひられず、言が信ぜられなかつたならば、宜しく自ら省みて至誠の足らぬことを思ひ、専心「まことの心」の修得につとむべきであります。

○

明治天皇御製

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなり
けれ

いかならむとさにあふとも人はみな誠の道をふめとを
しへよ

第三 讀

書

ふみ讀めば大和もろこし昔今よろづのことを知るぞ嬉しき (本居宣長)

書籍は知識の寶庫です。書籍は人類のあらゆる知識を網羅して、自然人事の原象・原理はすべてこの中に收められてゐます。ゐながらにして古今の聖賢と交はり、東西の偉人の生命に接することの出来るのも書籍であります。世界萬國の盛衰・興亡の迹を、さながら私達の眼前に展開せしめるのも書籍です。古往今來幾多の天才が思索し得たものを無限に包藏して、私達の攝取にまかすのも書籍であります。

●書籍は知識の寶庫

ます。

書籍の價值はこのやうに大きくあります。しかし印刷術の發達しなかつた昔と違つて、雨後の筍のやうに新刊書の叢出する今日では、中にはたゞ營利の爲に出版するいかげはしいものや、少青年を誤らせ易い有害な書籍も少くありません。故にその選擇に就いては十分の注意を拂はなくてはなりません。

書物を選択する標準について、エマーソンは、

- 一 直接知識となるもの。
- 二 高尚な趣味を養ふもの。
- 三 萬人に必讀の價值あるもの。
- 四 出版されてから一年以上を経過したもの。

●書籍の選擇

③ 學生の讀むべき書

などを擧げてゐます。

私達の第一に勉強すべきは學校の教科書です。教科書は學問の基礎を作る爲にその學科に必要な知識を網羅し、適切な説明が施してありますから、教科書一冊を精讀することは、他の十冊を讀むよりも勝つて居ます。之を輕んじて他に求めようとするのは主客顛倒の甚しいもので、どこまでも私達は教科書を中心として、その餘力を以て偉人の傳記や修養に關する書籍に及ぼすやうにすべきです。

詩歌・小説等の書については、大いに警戒を要します。元來、文學は人の感情に訴へるものですから、人を動かす力は他のものに比して遙かに大きくあります。従つて高尚な

④ 文學書その他

ものは私達の品性を高める上にすぐれた力を持つてゐますけれども、卑俗なものに至つては、その害毒實に恐るべきものがあります。巧みに少青年の興味をそゝるやうに書いた不健全な小説類を耽讀して、その爲勉強も手につかなくなり、遂に墮落の淵に沈んだ實例は乏しくありません。又、極端な、不穩當な言論は、やゝもすれば少青年の耳に痛快に聞えるものですが、その弊の及ぶところは文學書以上でありますから、くれぐれも私達はその取捨を誤らないやうにしなければなりません。

ドイツの婦人が書物を讀むことは實に感心でありまして、家庭に於てはもとより、公園のベンチの上、汽車・電車の中、どこで

⑤ ドイツ婦人の讀書

も寸暇をぬすんでは書物に眼をさらしてゐます。しかもその年輩なり又服装なりの點から見て、こんな人がと思ふ様な女の人が、思ひもかけぬ書物を手にしてゐるのを屢見かけるのであります。町の書物店等を見ますと、お客の大半は婦人であります。又贈答の場合等に書物を貰ふことを非常な楽しみにして居ります。この様な讀書熱も、書物の内容次第では別に驚くこともありませんが、ドイツ婦人は随分専門的な色々な廣い範圍のものを喜んで讀んでゐます。現代社會の一員として時勢に後れないやうに、あらゆる文化内容に觸れて行くことに興味を有つてゐるのであります。

⑤ 讀書法

讀書の方法にいろいろあります。

その一は朱線を引く方法で、これについて、イギリスの哲

學者ウイリアム・ハミルトンは、

巧にアンダーラインを施すことを體得すれば、重要な書物の要領を會得する術を知ることが出来る。さうして、そのアンダーラインを施すべき内容の區別により、例へば理論と事實の區別によつてその用ひるインキの色を異にすれば、他日參照しようとする際に、容易にこれを發見し得るのみならず、讀書の際、胸中に一種の索引のやうなものが出來て、理解を助けることが非常に大きい。

と述べてゐます。

その二は讀みながら拔書してゆく方法で、前に述べた「ワシントンの雜記帳」などもその一つです。古から大著述をなした學者・文豪にもこの拔萃帖があります。

ワシントンの師ホビーは、何時もワシントンの雑記帳を全生徒に見せて、

「皆さん、之はジョージ君のノートです。御覧なさい。インキのしみも指の跡さへもありません。皆さんもこれくらゐ清潔に書かなければなりません。」

といふのが癖でありました。それほどワシントンの雑記帳は綺麗に書かれてゐました。これがやがて清潔と正確との習慣となり、又高尚な人格を形造る要素となるので、

「IとJの草書には必ず點が打つてあり、Tの字の草書にはきつと横棒が引いてある。」

と、彼の傳記に書かれてあるのによつても、後年アメリカ合衆國の父と呼ばれる謹嚴な偉人の少年時代を眼前に髣髴はうふつすることが出来ます。

第三にはその内容の批評を記入する方法で、讀書の際自分の力で批判しつゝ、餘白に所見感想を記して置くことは、讀書によつて蒙る禍を免れる爲にも、内容の理解を助ける上からも、頗る有效な方法であります。

○
昭憲皇太后御歌

夜ひかる玉も何せむ身をてらすふみこそ人の寶なりけれ

今昔てらしあはせてともし火のもとにふみ見るよはぞ
たのしき

第四 スポーツ精神

●スポーツ精神

スポーツは元來狩獵・漁獲を意味する語で、スポーツマンとは野山を馳せて鳥獸を狩る勇士や、荒海に出て魚介を獲る人々をいふのがもとの意です。従つてスポーツ精神には、その目的に向つて勇敢に突進する剛毅の精神が流れてゐます。あくまでも卑怯未練の振舞を斥け、如何なる危機に臨んでも泰然として度を失ふことなく、大膽で、しかも機敏な態度を以て、最後まで奮闘を續けるのがスポーツ精神の神髓であります。

スポーツの目的は單なる勝利にあるのではなくて、立派な勝負にあります。イギリスはスポーツの盛んな國であります。この國では特にフェアプレーの精神が尊重されま

●フェアプレー

す。フェアプレーとは公明正大の意です。正々堂々と闘ふ態度です。

一九二〇年、ロンドン市外のウインブルトンに於て開かれる世界庭球大會の選手権を争ふ爲、日本人選手の大任を帯びて出場したのは清水選手でありました。この庭球競技権を得る爲、世界の名手は集つて、何れ劣らぬ妙技を揮ひました。英國では皇帝陛下の臨御を仰ぎ、一般の觀衆は非常な熱狂振です。その年の競技では、さすがの英國選手も全部敗北、最後に残つたのは米國選手チルデンと我が清水選手とでした。今や兩者は世界の覇を争ふのです。觀衆はこの勝負如何にと片唾を呑んでゐます。

清水は極めて弱小な體軀、チルデンは六尺三寸の大男、觀衆の

心の中には如何に清水が努めるとしても、勝算は無論チルデンにあると思つてゐます。愈々競技は始められました。観衆は汗を握つてゐます。競技は次第に妙境に入ります。處が意外も意外、清水は猛球を投じてチルデンに肉薄します。清水の打つた長猛球が彼チルデンの背後に落ちようとした時、彼は身を翻へしたその刹那、球はやつと受け通したが、身は危く轉倒し、球は軟かにネットを越えて清水の前に跳び上りました。今こそ清水の好チャンスと見て居た幾萬の観衆が、何れも胸を轟かしてゐると、意外！清水はその球を弱く打返して、倒れた敵手の身邊に送りました。チルデンは急に立上つてこれを受け、再び戦は猛烈になりました。一張一弛、勝は結局チルデンに歸しました。

観衆は總立そうたつとなりました。萬歳の聲は場の内外を轟かしま

した。このコート始まつて以來最大の賞讃を博した叫びでした。さうして總べての賞讃は、勝つたチルデンに對するのでなく、負けた清水への聲でありました。翌日ロンドンタイムスは、貴重な第一頁の大部を清水の爲に割く事を惜まなかつたので、清水の肖像を麗々しく掲げて賞讃の辭をつらね、その最後に「清水氏は我々英國人が最も理想として居るスポーツマンシツプを遺憾なく發揮した事を感動する。この行動たるや、誠に偉大なる日本精神を如實じゆじつに世界に示してくれたもので、日本が幾百の外交官を送つて日本精神を紹介する以上に、偉大なる効果を齎もたらしたことは言ふまでもない。云々」と書きました。

グラウンドは品性修養の道場です。立派な人間として社會に出る礎地を作るところです。それで、学校の對抗試

品性修養の道場

④運動競技に關する令旨

合の時など、選手はたゞ勝たんが爲に卑怯な振舞をしたり、校友の應援が常軌を逸した熱狂醜態を演じて、對手方の行動を嘲笑妨害したりするなどは、全くスポーツの目的精神を没却したものといはねばなりません。

大正十一年十一月五日、畏くも今上陛下がまだ皇太子殿下でいらせられた時、大日本體育協會の催にかゝる競技大會に台臨あらせられて下し賜はつた令旨を左に掲げませう。

運動競技カ身體精神ノ陶冶ニ重大ノ關係アルハ言フヲ俟
タス近來此種ノ會合益々隆盛ヲ致シ多數ノ青年一場ニ會
合シ禮讓ヲ重シ氣節ヲ尙ヒ相和シテ技ヲ競フハ悦フヘキ

コトナリ

余ハ本協會ノ青年カ技術ノ進歩ニ努ムルト共ニ一層修養
練磨シテ運動競技ノ精華ヲ發揚セムコトヲ望ム

○

明治天皇御製

むらぎもの心のかぎりつくしてむわが思ふことなりも
ならずも

第五 趣味

働けば疲れます。疲れたまゝ仕事を續けると、遂には健康をそこなひ、神經衰弱に陥ります。こゝに休養の必要が

⑤休養の必要

起るのです。休養の目的は、たゞ樂をするだけでなく、疲れた力を恢復して、更に活動の源泉を作ることの意味します。休養は先づ睡眠によつて得られます。睡眠は身體的には最もよい休養です。しかし、睡眠時間以外をすべて働き通すといふことは、普通の人には堪へられません。こゝに娛樂の必要を生じます。娛樂は心身を働かせながら、氣分の轉換によつて元氣の恢復を圖る方法であります。

娛樂の永續的に行はれるものを趣味といひます。趣味の種類は甚だ多く、人によつてもそれゝ違ひます。眞摯な學者は研究それ自身が趣味であり、勤勉な事業家は自分の事業そのものが楽しみであるといふかも知れません。

◎趣味

しかし、一般に趣味といはれてゐるのは、かういふ種類のものではなく、散歩・旅行・登山・競技・庭球・水泳・スキー・園藝のやうな身體的なもの、讀書・詩歌・書畫・音樂・謠曲・茶道・生花のやうな精神的ものを指していひます。

あけみみやびは花のかをりなり。花と實とありて足りなん。されどこのかをりありてこそ、梅は桃にまさりぬれ。(花月草紙)

「かをり」は即ち趣味です。趣味はその人の品性を代表します。品性の高い人はその趣味も自ら高尚であり、品性の低い人はこれに反します。同時に又、常に高尚な趣味を取る人は、いつしかその品性も高雅になり、之に反して取る所の趣味が下劣であれば、その品性までも野卑になり下つて

◎趣味と品性

④ 私達の趣味

ゆきます。古今の英雄豪傑が生死を決する戦の場に臨んで、悠々詩を吟じ歌を詠じた雅懐は、その人に對して如何に崇敬の念を深くするかも知れません。

趣味には前に述べたやうにいろいろの種類があります。學生時代の私達が文藝・繪畫・音樂などの趣味を有するのはよろしいが、俗悪な軟文學を耽讀することや、映畫劇、野卑な



伊能忠敬

音樂・舞踊などに對する低級な趣味は、學生として堅く斥けなければなりません。

伊能忠敬は、天文・曆數の學に志してから、これまで娛しんでゐた

⑤ 本務を忘れるな

圍碁を全く已めたといふことです。趣味は娛樂です、餘戲です。心身の疲勞を恢復し、活動の源泉を作る爲の手段に過ぎません。されば、娛樂に耽り餘戲を専らとして本務を忘れるやうなことは、主客顛倒の甚しいものであります。

某ドイツ婦人が、日本の家庭生活に就いて述べたものゝうちに、次のやうな話があります。

「ドイツの家庭では母親の娘に對する訓練が行届いてゐるか、らでせうか、娘は家事の實習については、實にきびしい訓練を母から受けます。日本では娘時代を茶とか生花とか琴とか、さう言つた有閑的なお稽古ごとに費して、實際方面の訓練があまり出來てゐないやうです。ですから、いざといふ時に仕事

の段取りがつかなくて、下手に働くやうになるのではない

五、段

女子
名事ナ
星母
心持

かと思ひます。勿論茶とか生花とか音楽とか、さういつた風
流事のお稽古は、日本女性の美しさを添へるもので、必要なこ
とですが、どうも實用的方面のしつけ方が、あまりに等閑視せ
られてゐるやうに思はれます。」

○他山の石として、私達の大いに参考になる話と思ひます。

明治天皇御製

おのがじしつとめを終へし後にこそ花の陰にはたつべ
かりけれ

第六 教 育

●教育

カントは「人は教育によつてのみ人となる」と言ひました。

自然

作用
教育

●家庭教育

人間以外の生物には培養とか馴養とかいふ作用はありま
すけれども、教育は實に人間だけが有つてゐる特殊な事柄
で、その普及發達は一國の文化を發展させてゆく爲の最大
要件であり、國家の盛衰興亡はその國民教育の如何にかゝ
つてゐると言つても過言ではありません。

教育はまづ家庭から始まります。「搖籃を動かす手は世
界を動かす手である」といふやうに、偉人傑士もその性格の
根柢は家庭に於て培はれるのであります。家庭は人格修
養の場所であり、その教育は他のすべての教育の礎地を築
くのでありますから、一家の主婦たるものは特に心を用ひ
て健全な家風を立て、その子女をして善良な環境に人とな

口
三
二
一

らしめるやうに心懸けなくてはなりません。

我が國武士の教育に於ては、古來家庭の教育を重んじ、常に家門の名譽を護るべきことを訓へました。天平の昔、大伴家持はその一族を諭して、

しきしまのやまとのくににあきらけき名に負ふ伴の
緒こゝろつとめよ

劔太刀いよ、研ぐべしいにしへゆさやけく負ひて來
にしその名ぞ

と歌つてゐます。また戰國時代の武將は家訓・家法を作つて子孫を戒飭し、家臣を激勵し、これによつて武士的精神を形成して居ります。

備前の一邑から身を起して九州の大半を平定した黒田如水の教誡のうち、子の傳役にする士の人柄を選ぶことについて訓へた箇條を左に鈔録しませう。

子の傳にする士の人柄をよく選ぶべし。其子幼少の時より彼傳日夜付そひ、諸事をいひ教ふる故に、其子平生の行迹、大方傳に似するもの也。外貌のみならず、後には心ざままでも傳に似るものなれば、大事の儀なり。此故に傳にすべきとおもふ士をば、ぎりにも吟味して、とくと心底を見定め、第一思案有て、心正直に偽なく、放逸ならずして、一筋に忠ある者を付置べし。扱又かの傳にする者をば、主人ねんごろにあいしらひ、位のつくやうにしてよし。つかひやう軽くして位つかざる時は、其子こゝろやすやあいしらひ、侮る心あるによりて、後には傳をないがしろにして諫言しても

聞いれず、行迹改らざるものなれば大事の儀なり。云々
さすがに豊太閤をして、我に代らん者は恐らくは彼黒田なら
んかと嘆賞せしめた人の教誡ほどあつて、その周到な注意には
頗る傾聴すべきものがあります。

◎ 學校教育

教育は廣く解すれば人の心身の發育成長を促す作用を
いひますから、社會の感化や自然の影響なども、すべて教育
といふことが出來ますけれども、これを狭い意味でいへば、
比較的成熟した人が未成熟者に對して、或時期の間繼續し
て一定の目的と方案とを以てその發育成長を導く作用に
限るので、これを學校教育といひます。

我が國の學校教育は、天智天皇の御代に大學の創設があ

り、その後大寶令にも大學・國學の制度があり、平安時代に入
つては同族の子弟を教育する等のために勸學院・學館院な
どいふ私學が設けられました。これらはいづれも民衆の
爲のものではありません。江戸時代には、江戸に幕府の學
校として昌平黌があり、各藩には藩校があり、又私塾も盛で
ありました。これ亦その入學は主として士分の子弟だけ
に許されてゐましたから、町人・百姓などの子弟で教育を受
けようとする者は、寺子屋といふ不完全な教育所で、讀書・算
の初歩を習ふに過ぎなかつたのであります。

明治天皇は夙に大御心を教育に用ひさせられ、明治の初
すでに諸種の學校を興されましたが、同五年には學制を頒

布して

自今以後一般の人民必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるものなり

と仰せ出され、全國に小學校が設けられて教育が國民一般に普及することとなり、ついで同二十三年十月三十日には教育に關する勅語をお下しになつて、我が國教育の根本方針を昭示遊ばされました。大正天皇は明治天皇の御遺緒を繼がせられ、大正十一年の學制頒布五十年記念には惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智德竝ヒ進ムヲ尙フ國家

ノ光輝社會ノ品位政治經濟國防産業等ノ發達一トシテ其ノ效ニ待タサルナシ 皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ

と仰せられました。今上天皇陛下は明治、大正、兩天皇の御遺業を繼承して益々その振興を圖り給ひ、昭和三年には祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能

ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

との優渥なる御沙汰を賜はりました。我が國各般の教育が長足の進歩をなし、遂に今日の隆盛を見るに至つたのは、一に大御心を教育に注がせ給ふによるのでありまして、私達はよく聖旨のあるところを奉體して、日本女子としての教養に努め、以て國家の隆昌に貢獻しなければなりません。

第七 政治

●政治

國運の隆昌は政治の運用如何によることが多くあります。何となれば、産業も國防も教育も宗教も、正しく力強い

●立憲政治

政治に統制せられて、始めて所期の成果を收めることが出来るからであります。

現今、文明國は殆ど立憲政治を行つてゐます。立憲政治は國家統治の根本法規として憲法を定め、これに基づいて統治の作用を立法・司法・行政の三權に分け、殊に國民を立法に參與させるのをその特色としてゐます。

我が國の立憲政治は、たとへその形式は西洋立憲の制が採られてゐるとはいへ、實質に於ては我が國獨得のものであります。即ち我が帝國憲法は外國の場合のやうに國民の強要または君民の協議によつて成つたものでなく、萬世一系の天皇が祖宗ニ承クルノ大權を以て制定あそばされ

た純然たる欽定憲法であり、憲法に規定せられてある臣民の権利義務は、一に天皇が祖宗に承け給うた國家統治の大権によつて附與せられ保障せられたところであり、元來立憲政治は民意を重んじ國民をして立法に參與させる政治で、帝國議會を立法府とも議政府ともいひますが、しかし立法權は帝國議會の協贊を以て天皇が之を行ひ給ふので、帝國議會には自ら法律を定める權限はなく、その制定に協贊することを重要な任務としてゐるのであります。要するに我が立憲政治は三權分立の制を採つてゐますが、統治權そのものは天皇の總攬し給ふところで立法に與る議會も司法に與る裁判所も、行政に與る政府も等しく御親

政輔翼の機關であることが、我が國立憲政治の要諦であります。

●私達の覺悟

憲法發布の上諭に

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

と宣はせられ、又憲法發布の勅語に

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ
回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和
衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺
業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔
ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

と仰せられてあります。我が立憲政治は臣民の康福を増
進し、其の懿徳良能を發達せしめ、臣民の翼賛に依り、與に俱
に國家の進運を扶持せんことを望み給ふ大御心と、臣民が
和衷協同して皇運扶翼の負擔を分つに堪へることの御信
頼とから創め給うたものであります。私達は、大御心の有

難さに感激すると共に、立憲國民としての政治的教養を高
め、我が國體の本義を政治の實際に徹底せしめ、清く明るい
政治を實現して、以て憲政有終の美果を收めることに努め
なければなりません。

第八 經 濟

●經濟活動

私達の生活に必要な資料を財貨といひ、財貨を生産し消
費する作用が經濟でありますから、經濟活動は家に取つて
も國に取つても、極めて重大な關係を有することは言ふま
でもありません。

●家庭經濟

「入るを計つて出づるを制する」のは家庭經濟の原則です。

統制經濟
自由經濟
自由
自由
自由

即ち一家の収入は月々およそ定まつて居りますから、それに釣合ふやうに支出を定める必要があります。家計のきりもりは多く婦人の手によつて行はれるものでありますから、私達はよくその天職を自覺して、常に豫算を立てて収入と支出との均衡を保ち、たとへ収入が増しても、すぐに支出を増すといふやうなことなく、出来るだけ浪費を省いて些少の剩餘をも貯蓄し、他日有用の資に備へなければなりません。

我が國は子女の結婚の爲、他の文明國に比べて、著しく多額の経費を支出してゐます。その譯は必要以上に餘計な衣類を拵へたり、身分不相應に盛大な披露宴を催したりするからです。

故にこれ等に要する費用を節約すれば、年收の三割以下に減ずることは決して困難でないと思はれます。(こゝに結婚費とい

ふのは、結婚の爲に特に必要を生じた新婦の禮服、諸道具、裝身具等の新調や、儀式披露其の他の事に要する経費の全體で、随つて在來持合せの衣類、其の他の日用品の調製に要した費用や、父母の財産を分與する所謂持參金等は勿論含まれてゐません)

また結婚に際しては妄りに多くの衣服を拵へて持參させる風習があります。餘りに必要もない澤山の衣類を新調し、空しく箆筒の底に寝かして置くことは甚だ無意味で、經濟上これ位無駄なことはあり

國別	各國民の年収入に對する結婚費用の割合	
	年收一萬圓の家庭	年收二千圓の家庭
日本	二〇割	二五割
支那	三〇割	三〇割
ソ聯邦	八割	八割
スペイン	五割	七割
イタリー	四割	四割
アメリカ	二割	二割
ドイツ	一割	一割
フランス	一割	一割
イギリス	八分	一割

ません。故に結婚の際は差當り必要な衣類を一通りだけ持つてゆき、その餘は預金なり有價證券なりにして他日の備にする方がどれほど有効か知れません。

● 國家經濟

家の經濟は入るを計つて出づるを制するといふのが原則であります。國の場合は支出を計つて収入を定め、必要に應じて、収入額を定めるのを原則とします。しかし、國の支出も國民の經濟力を考へないできめることは出来ませんから、収入支出の關係は家の經濟とよく似てゐると見ることが出来ます。

第一學年で列國の國富及び國民所得に掲げましたやうに、我が國(内地)の國富は一千一百億圓餘、人口一人當り一千

七百十圓(で、英米等に比較すると、まだ頗る劣つて居ります。また昭和十一年三月末に於ける我が國債は内外債を合せて九十八億五千萬圓、人口一人當り負擔高一百四十二圓に上り、十年前に比べると約二倍に増加してゐます。國費の膨脹と相俟つて經濟國難の叫ばれつゝある今日、私達は一層勤勉努力して國家の經濟的基礎を鞏固ならしめ、物資による皇國の躍進に資せなければなりません。

第九 煙草と酒

● 煙草の害

煙草を文明人が用ひるやうになつたのは十六世紀の頃からで、イギリス人ウオーターレーが最初の喫煙家であ

ると傳へられてゐます。嗜好の力は恐ろしいもので、全世界で年々浪費する額は二百五十萬噸に及び、我が國の專賣局の利益だけでも、毎年一億七千萬圓に上つてゐます。

煙草の中に含まれてゐるニコチンは、極めて強烈な毒素で、ニコチンの純粹なもの一滴は人間一人を殺すだけの力があります。ただ喫煙の際はその大部分を煙にしますから、著しい害があらはれないだけであります。

ニコチンは先づ腦を侵します。最初喫煙すると眩暈めまいを起して苦しいが、繰返してゐるうちに中毒を起して、遂には飲まずに居られないやうになります。ニコチン中毒を起した者は注意の集中が出来ず、意識が朦朧として記憶力が

減退し、視力を弱くし、呼吸器を害し、腸胃の活力を遲緩ならしめ、殊に心臓には著しい障害を及ぼします。

心身共に發達の途上にある者が、喫煙の癖のついた爲、全く發育の止つたといふ實例もあり、特に年齢の低い時ほど煙草の害を受け易いのであります。それで我が國では明治三十三年四月から未成年者喫煙禁止法が實施され、未成年者の喫煙は法律によつて之を禁止されてゐます。

アルコールが人の身體及び精神に異變を來し、その家庭を破滅へと導いた例は乏しくありません。

釋迦は飲酒の害を擧げて、二に財を失ふ、三に病多し、三に鬪争を好む、四に惡名流布す、五に恚怒いかど俄かに生ず、六に智慧日に損ず。」

●酒の害

と言ひました。

貝原益軒も次のやうに教へてゐます。

「人の病、酒によりて得る事多し。酒を多く飲んで飯を少く食ふ人は命短し。かくの如く多く飲めば、天の美祿を以て却つて身を滅すなり。悲しむべし。若きときより早く省みて自ら戒め、父兄も早く子弟を戒むべし。久しく習へば性となる。癖になりては一生改まり難し。五湖漫聞と言へる書に、多く長壽の人の人名と年代を載せて、『其の人皆老に至りて衰へず。之を問へば皆酒を飲まず』と云へり、今我里の人を試るに、すぐれて長命の人十人に九人は皆酒を飲まざるの人なり。酒を多く飲む人の長命なるは稀なり。」

勿論、當時の事として科學的研究の結果ではありませんが、今日

の醫學から見ても、動かすことの出来ない説であります。

酒は先づ胃腸を悪くし、腦を侵し、次いで心臓を害し、肝臓・脾臓に及び、遂に神経系統をそこなひます。「醉歩蹒跚」などと言つて、酒に酔ふと歩行が困難になるのは、腦の作用が正調を失ひ、神経の均衡がとれなくなるからです。殊に肝臓の如きは一時極度に肥大して、間もなく萎縮しますから、かういふ時に癌腫になり易いといひます。故に「酒を多く飲む人の長命なるは稀なり。」と言つた益軒のことばに間違ひはありません。

飲酒が精神に及ぼす害は、思慮分別の力を鈍くし、忍耐力を減じ、道念を弱くします。

「思ひ入りたるさまに心にくしと見し人も、思ふところなく笑ひの、しり、詞おほく、烏帽子ゆがみ紐はづし、脛高くかゝげて用意なきけしき、日頃の人もも覺えず。」

と徒然草の作者が言つてゐるやうに、平常と全く異つた精神状態となります。ひとりその人の心身を害するだけでなく、飲酒が子孫に及ぼす影響も亦恐るべきものがあります。即ち身體が虚弱で精神の鈍い者が飲酒家の子孫に多いのはいふまでもなく、白痴癲癇啞者その他精神病者が大酒家の後に多いことは、統計上疑ふべからざる事實であります。

アルコールの害は幼少な時ほどその害を受け易く、しか

●自力更生

もその害は大きいのです。故に我が國では大正十一年三月二十九日未成年者飲酒禁止法が發布され、未成年者の飲酒は法律によつて之を禁止されてゐます。

飲酒及び喫煙が經濟上素行上に及ぼす影響は言ふまでもありません。荒廢してゐた部落が自力更生を叫び、全村舉つて禁酒禁煙を勵行して優良村となつたやうな例は、私達のしばしば耳にするところであります。邦家百年の計を慮るものは、よろしくこゝに思を致さなければなりません。

第十 良心

● 道德の大法

「これを考へることの度重なれば重なるほど、長ければ長いほど、いや増しに募る新なる畏敬の念と讚美の情とを漲らしめるものに二つある。——上にあつては星の輝く空で、内にあつては道德法である。」

と大哲カントは言つてゐます。胸中燦として輝く道德の大法——これを良心の命令といひます。

● 良心の意義

良心とは是非善惡の評價をする道德意識です。苟くも白痴・瘋癲でないかぎり、人は誰でも是非善惡の區別を知り、善い行爲はこれを嘉し、悪い行爲はこれを憎むだけでなく、善いことはせねばならぬ、悪いことはしてはならぬといふ意識を持つてゐます。これは萬人共通の事實です。

古來、良心を以て神の聲であるとか、人間固有の特殊能力であるとか説くものもありますが、いづれも當を得たものでありません。良心は神の聲ではなくて人の聲であり、特殊能力でなくて道德に關して働く私達の心意全體の活動であります。

● 良心の働き

良心は善惡を判断し、稱讚非難し、命令禁止します。故に良心が實際に働きをあらはす爲には、三つの働き——知の働き、情の働き、意の働き——が必要です。

知の働きによつて正邪善惡の判断が成立します。私達が修身科を學んで道德上の見識を養ふのも、畢竟これによつて道德的理想の構成と、これに基づく正しい判断とを得

る爲であります。

情の働きには指導と審判とがあります。即ち私達が正邪善悪の判断に伴つて、正善を喜び邪悪を憎み、邪悪を排して正善に就かうとする情、これを指導感又は責務感といひます。既に實行を終つて後に起る満足若しくは後悔の情、これを審判感といひます。

正邪善悪を判断し、行爲に對する責務を感じると同時に、正しいこと善いことは進んで爲さう、又爲させようと決意し、正しくないこと悪いことは決してすまい、又さすまいと決意します。これが意の働きです。意の働きによつて良心は完結します。正善と知り、これに對する責務の感を有

しながらこれを實行するに至らないのは、いはゆる薄志弱行の徒であります。

要するに知情意の三つの働きが具備して、始めて良心が行動として現はれ、實際道德となります。故に良心を以て道德に關して働く私達の心意全體の活動と稱したのです。

良心は私達にとつて最高の權威を有します。神の聲ではないけれども、最高の權威を有つてゐる點に於て「心の内の神」であるといふことが出來ます。正善と認めたことは、どこまでもこれに就かねばならぬと感ぜしめ、邪悪なりと認めたことは、斷じてこれを斥けねばならぬと感ぜしめます。それはちやうど無上の權威を具へたものが、私達に向

④良心の權威

つて命令するやうな観があります。カントが道德の大法を以て「無上命令」といつたのは、この意味に外ならないのです。

私達は常に良心の命ずる所に従ふことによつて、始めて人間としての生活を完うし、價値ある人生を送ることが出来ます。孟子が「自ら反かみて縮なほくんば千萬人と雖も吾往かん」といつたのは千萬人の反對者を敵としても、良心による主張を枉げないといふのです。

之に反して私欲に惑はされ、邪道に踏み入る時は、それが度重なるに従つて良心の働きを癩痺しびし、悪事を敢てして、しかも恬然えんぜんたるやうになります。古書に、

「人心惟れ危く、道心惟れ微なり。惟れ精惟れ一、允まことに厥そのの中を執れ。」

とあります。「私欲には蔽はれ易く、爲に正道を踏み違へる危険が多い。故に良心は曇りがちである。人は心を純一にし、中正の徳を保つやうにせよ」と教へたのであります。

前に述べましたやうに、良心は人間に先天的に具つた特殊能力でなく、従つて始めから完成してゐるものでありませんから、私達は修養の力によつて、これを發達させることが肝要であります。即ち學んで正邪善惡を知り、正善を好み邪惡を斥くるの情を養ひ、意志を鞏固にして實行上の効果を齎もたらすやうにしなければなりません。修養の功を積み

⑤ 良心の發達

ば、遂には何等の努力を用ひないでその行爲が道德に協ふやうになります。孔子が「十有五にして學に志す」から始めて「三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知り、六十にして耳順ふ」の道程を経、遂に「七十にして心に從せ、欲する所^所を踰えず」に到つた境地は、即ち無意識に自由行動しても、その事がすべて法度・規範に合するやうになつたもので、このやうなのを「完全な人」といひます。私達は常に修養を重ねて良心の發達に勉め、「完全な人」を目標として精進しなければなりません。

第三 第十一 行爲と品性

●行爲の意義

良心によつて是非善惡の評價を受ける對象は、私達の行爲と品性とであります。

行爲とは人類の有意動作をいひます。行爲は人間の動作に限られてゐます。従つて、人間以上の神佛の行動や、人間以下の生物の動作は行爲の範圍に入りません。人間の内でも、幼兒や異常者など道德的能力を有しない者の動作も行爲とはいへません。即ち幼兒が器物を壊したり、狂人が亂暴したりしても、これを道德的評價の對象とすることは出来ないので。次に行爲は有意動作のみを指していひます。有意とは自分の意志によつて一定の目的を定め、それを實現しようとすることをいひま

す。従つて正常の人でもその者の夢中の動作や、強迫の下に已むを得ず爲した動作などは、道德上の行爲とは認めません。

之を要するに、道德的判斷の對象たるべき行爲は、必ず正常の状態にある者が故意に行つた動作でなくてはなりません。

我が現行の民法や刑法では、心神喪失者、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者等を法律上の能力者と見ません。民法では二十年未滿は未成年者であり、刑法では十四歳未滿の者の行爲を罰しません。又、法律に特別の規定ある場合を除いて、罪を犯す意志のない行爲は之を罰しません。このやうに、異常者、未成年者の行動や、意志の働きの伴はない動作を十分の意義に於ける行爲と見ない

● 行爲の過程

のは、道德上からも十分の理由を認めることが出來ます。

行爲の起點は缺乏の發生にあります。即ち私達は絶えず身體上、精神上に缺乏が存在し、随つてこの缺乏を充たさうとして欲望が生じます。かくてこの欲望についてその採擇の可否を思慮し、もし可なればこゝに實行の決意をするのであります。然るに欲望は同時に二つ以上起ることが多いので、その場合には、まづいづれを採るべきかについて選擇を行つてから決意をします。この選擇とは行爲者自身の自由意志によるもので、私達が自分の行爲に對して責任を持つのも、その根據は全くこの選擇、決意の自由があるからであります。これは行爲の成立について最も重要

な點であります。要するに行爲は欲望・思慮・選擇・決意の内の過程を経て、然る後外的動作として現はれるもので、しかも行爲をして道德的評價の對象たらしめる中心は、選擇・決意の意志の働き、いはゆる意志の自由にあることを忘れてはなりません。

◎品性

同一の行爲を反復してゐると、その行爲をなし易く、それに反した行爲はなし難いといふ傾向が生じて、こゝに一種の習慣が形造られます。例へば毎朝遅くまで寝てゐる行爲を繰返すと、終には朝寢の習慣が出来ます。又、始終學業に精勵してゐると、遂には勉強せずには居られないやうになります。かういふ善惡の習慣は數限りなく生ずるもの

◎行爲と品性

であります。これらの習慣がその人の素質に加はつて、全體としての人柄ひとがらを成したものを品性と名づけます。

品性は行爲の集積であります。善い行爲を反復すれば善い品性を生じ、悪い行爲を反復すれば悪い品性が出来ます。然るに品性は又行爲となつて現はれます。善い品性の人は自ら善い行爲をなし、悪い品性の人は自ら悪い行爲をします。要するに、行爲は品性を作るものであると共に、品性は行爲を決定するものであります。

しかし、これは一般的の言ひ方で、實際に於ては、このやうに決定的のものではありません。もと／＼行爲は意志の自由によつて成立するものでありますから、朝寢の習慣あ

る人でも努力すれば早起することが出来、勤勉な人でも時に緊張を缺くことがあり得るので、その者の心懸け次第によつて品性に反する行爲に出ることが出来ますから、こゝに修養努力の效が存するのであります。

教育に關する勅語に「徳器ヲ成就シ」と仰せられましたのは、徳のある有爲の人たれとの御諭で、即ち高潔圓滿なる道徳的品性を修養せよとの聖旨であります。私達は自ら顧みて缺點短所の改善に努力し、美點長所は益々これを助長するやうにし、以て品性の向上を圖り、立派な日本女子とならなくてはなりません。

第十二 能率増進

●能率と能率
増進

能率とは一定の時間内に仕上げる仕事の割合をいひ、費された時間・費用、特に勢力に比べて割合に多い仕事の成績をあげることが能率増進といひます。

能率増進といふ語は本來機械工業から起つたもので、近く世界大戦に於て、交戦各國はあらゆる力を盡して軍器及び軍需品の供給に當りましたが、これに要する人間力には限りがあつて、到底機械力や化學力のやうに無限に作り出すことは出来ません。そこで結局限りある現在の人間力を最も有効に使用して成績を擧げるには如何にすればよ

いかを研究するやうになりましたので、大戦後も各國ともこのことに着眼するやうになり、軍隊・工場はもとより、會社・銀行・學校等いづれもこの研究を應用して、出来るだけ仕事の成績をあげ、活動力を高めようと努力してゐます。

●能率増進の工夫

能率増進の工夫の第一は、いはゆる適材を適所に置いてその能力を十分に發揮せしめることであります。自分の性能に適しない仕事をする場合には興味が起りませんが、自分の得意なものはおのづと興味も湧いて、仕事の能率も高くなるものであります。現今、技術者や事務員などを選抜するのに、たとへ履歷書や對談だけによつて常識的な人物鑑識をするだけでなく、能力測定法を用ひて科學的に適性

の試験を行ふやうになつたのも、この趣旨からであります。

第二は身體の健康で、これが爲には適當な榮養と休養とを取らなければなりません。特に過勞は能率を低下せしめるもので、無休息で長時間働くことは、決して能率を上げる道ではありません。學校の授業で一定時間毎に休憩時間の設けられてあるのはこの爲であります。

第三は習熟です。同じ仕事に習熟すれば意識的努力を殆ど要しなくなり、全く機械的に動作が行はれますから、仕事は早く出來上り、しかも手際てぎわがよろしい。

第四に仕事の順序（9）組合せをよくしてその重複衝突を避けるは勿論、全體が一致協力して事に當るのが大切であり

ます。多人數が執務する場合には、机の排きべ方だけでも能率に影響するところが少くありません。

以上の外、照明・採光・通風・氣温・温度等に注意することが、能率増進する上に重要な条件であります。

ドイツの家庭は生活の合理化がよく行はれて、極めて能率的であります。臺所の調理場なども、ほんの僅かばかりの空間を具合よく利用して、すべてが規則正しく排列されてゐます。瓦斯電氣の自動装置とか、正確な時計とか、熱度計とか、計量器とか、が備へ附けてあつて、全體の感じが臺所といふよりも寧ろ實驗室室か又は調劑室といったやうであります。かういふ秩序整然たる臺所で、學理と經驗との力ですべてを單純に、又手綺麗に、しかも短時間に調理してしまふのであります。食堂とか應接間

●ドイツの家
庭生活

とかは朝食前に掃除して置き、パンとコーヒーの朝食を済ますと、主婦は町に其の日の買出しに行きます。いはゆる御用聞といふものは殆どありません。随分上流家庭の主婦が、皆手にバスケットを持つて野菜や肉や魚を買出しに行つてゐます。晝食後は暫らく休憩します。この時間には絶対に他人を訪問することはありません。三時半から五時頃までがコーヒーの時間になつてゐまして、この間を訪問時間としてゐます。夜食を簡単に済まして後は、一家團だん樂の時間で、讀書・編物・音樂等に費します。かやうにしてドイツの家庭の主婦の一日が終つて行くのであります。要するにすべてが規律的、計畫的で、又極めて單純化されてゐます。時間や勞力のかゝらないやうに、しかも十分の効果があるやうに行はれてゐます。さうしてこの餘裕の時間を大いに活用して、自分自身の修養に用ひ、或は外に出て職

④能率増進の
適用

業婦人として活動するのであります。

能率増進は人間の能力を最も有効に働かせる事であり
ますから、私達の日々の學習の上にも日常生活の上にも、こ
れを適用することを忘れてはなりません。この方法が國
民一般に用ひられましたならば、生活の能率は増進し、國力
の充實は期せずして行はれるであります。この點から
見て、能率増進は實に文化の進歩と人類の幸福とを生み出
す源泉ともいふべきであります。

第十三 人 類 愛

①人類愛

人類愛は一視同仁の愛です。孟子は「人皆人に忍びざる

心あり」といひ、この心を擴充存養すれば、以て四海を保んず
るに足るとし、「人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政
を行はゞ、天下を治むること之を掌上に運らすべし」と言つ
たのは、人類愛の發露を説いたものであります。

野蠻未開の間では、敵とさへ言へばこれに向つてあらゆ
る殘忍な行爲をなし、特に戦争の際は濫りに虐殺し奪掠を
恣にしたのであります。世の進むにつれてかゝる殘忍非
道の振舞は減じて、苟くも人間である以上、その異國民たる
と異人種たると、將又異宗教たるとを問はず、之を親切に待
遇せねばならぬといふやうになりました。これ即ち人類
愛の精神に外ならないので、もし或國民が異人種に對して

●日本精神の
平和的精神

殘忍な行爲に出でたり、異宗教を信ずる者を迫害したりすれば、いはゆる人道問題を惹起すに至つたのも、人類愛が今日各國民の間に權威を有するに至つたことを證するものであります。

祝^の祠^とや宣^せ命^{みこと}に「平らけく安らけく治め給ひ」とありますやうに、由來我が國の歴史は平和的精神を以て貫いてゐます。聖徳太子が憲法十七條のはじめに、「和を以て貴しとなす、忤^{さわが}ふなきを宗とす」と示し給うたのは、即ち平和的精神であります。教育に關する勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣はせられましたのは、日本のうちに限つたことでなく、近きより遠きに及ぼして、廣く人類一般に對してもこの精神でゆくべき

ことをお諭しになつたもので、日露戰爭中、畏くも明治天皇の御製に、

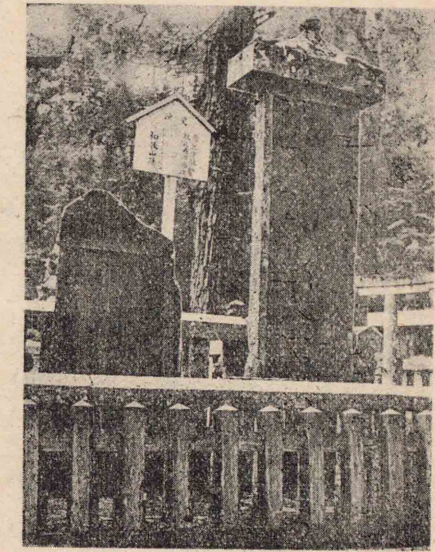
よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のた
ちさわぐらむ

と仰せられてありますのは、洵に立派な人類愛の御精神の發露で、世界平和の御理想をお示し遊ばされたものと拜察します。

我が國は肇國以來侵略的の意義を以て戰爭を起したことはなく、外國が我に對して侮辱を加へた場合に於て當然起つて之を撃退し討滅したのであります。すべてが正義に基づいた戰爭であることは、國史の跡に徴してこれを知

●國史の跡

ることが出来ます。神功皇后御雄圖に際し、三軍に號令して、「自ら服はむを、な殺しそ。」と仰せられましたのは、確かに人類愛の御精神が窺はれます。



慶長の役の供養碑

又豊臣秀吉の慶長の役の時にも、よく俘虜を待遇した史實が傳へられて居り、島津義弘の如きは敵味方の戦死者を併せて高野山に葬り、碑を建て、その菩提を弔うてゐます。近く日獨戦争の際、青島の守將ワルデツクが部下と共に俘虜となり我が國に來ました時、福

岡市の海岸にある赤十字社の建物内に收容されて厚遇を受けましたことは、獨逸に於ては非常な好感を持つたといひます。これらの事實によつて考へましても、我が人類愛の精神が古今を通じてゐることは、何人も否定することが出来ないのであります。

明治の初年我が國が赤十字社に加入しようとした時、外國ではまだ日本を野蠻視してゐましたから、「これまでに日本に於て赤十字のやうな事業をしたことがあるか」と問合せに來ました。その時、我が政府は楠木正行が瓜生野の戦に於て敵の溺卒五百餘人を助けて、衣藥を給して勞はつた事を例として答へましたので、これが爲に赤十字社の加入が出來たとの事であり、日清、日露兩役以來、日本赤十字社のなした活動はめざま

四 人類愛と祖國愛

しいもので、諸外國の均しく認めてゐる所であります。

〔國民性十論による〕

國民間に人類愛が十分養はれてゐましたら、戦争の慘禍はこれを未然に防ぐことが出来るであります。要するに眞に祖國を愛する者は眞に人類を愛する者でなくてはなりません。自國あるを知つて他國あるを知らず、その國民が徒らに尊大となり傲慢となり、排他的となるやうなことは、終に國家の發展を妨げ、甚しきは國家の存在を危くするに至るものであります。私達は宜しく我が帝國の世界的關係を考へ、世界の平和、人類の福祉を圖つて、我が肇國以來の美風を墜すことのないやうにしなければなりません。

第十四 義勇奉公

● 義勇奉公

教育に關する勅語に、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシと仰せられてあります。「義勇」とは義にかなつた勇氣で、「公ニ奉シ」とは皇室國家の爲に一身を捧げて盡すことです。

我が國は古から忠勇尙武の國と稱せられてゐます。一朝國家に事ある際には、身を捨て家を顧みず、祖國を擁護する義烈の精神は、上古以來養ひ來つた美風で、萬葉集に、

海行かば 水づく屍 山行かば 草むす屍 大君の邊にこそ死なめ 顧みはせじ

とあり、

今日よりは顧みなくて大君の醜みにくの御楯と出でたつわれ
は

とあるのを見ても、私達の祖先が如何に義勇奉公の念に厚かつたかを知ることが出来ます。殊に日清・日露の兩役、近くは日支事變に際して、我が將兵が皇國の爲に身を捧げた事蹟は、眞に鬼神を泣かしめるものがあります。

文永・弘安の役は實に我が國はじまつて以來の大難であつて、畏くも龜山上皇は「我が御代にしも、かゝる亂れ出で來て、まことに此の日本ひのくにのそこなはるべくば、御命を召すべし」とて、たふとい御身を以て國難に代らんと伊勢の神宮に祈らせ給ひ、國民は皆一體となつて奮ひ起り、上下よく心を合せて強敵にあたりまし

た。文永六年、山城國賀茂正傳寺しょうてんじの宏覺禪師は蒙古擊退のため長日不斷の祈禱をしましたが、その願文くわんもんの一節に、

「樹下石上、草衣木食、滴水寸土、朝恩にあらざるはなし。道を行ひ善を修する、皆國家に歸す。恩を知り恩に報ゆるは眞實の行業なり。(中略)此れは是れ、金剛吹毛の利劍なり。乾坤の中、何物か降らざる。(中略)何ぞ況や蒙古をや。譬へば師子の猫子に敵對するが如し。」

とあり、その卷尾に書き添へられてある歌は、すでに「我が國體のところに掲げた

末の世の末の末まで我が國はよろづの國にすぐれたる國

といふのであります。建治二年、執權北條時宗が進んで蒙古・高麗を征伐しようとするに當り、肥後國井芹みやび(今、熊本市内)の住人井芹秀

重（出家して西向といふ）は、自分は八十五歳で歩行し得ず、從軍は出来ないが、嫡子の越前房永秀（年六十五）、同子息彌五郎經秀（年三十八）は勿論、親類の又二郎秀南（年九十）、孫の二郎高秀（年四十四）等まで、一家をあげて從軍することを申出ました。又肥後國北山室（今熊本附近）の地頭なる尼の眞阿（あ）が、たゞ一人の子息三郎光重、たゞ一人の聲久保二郎公保をして、夜を日について太宰府へ馳せ上すことを申出てるますのは、女ながらも國難に殉じようとする精神の強いことを知ることが出来ます。

●銃後の心づ
くし

明治天皇が

國をおもふみちにふたつはなかりけり軍（いぐさ）の場（ば）に
たつもたゞぬも

と仰せられましたやうに、義勇公に奉ずるのは、軍人のみ

事ではありません。軍人が戰場に於て奮闘する爲には、銃後の心づくしが無くてはなりません。國民全體が一身一家の事を忘れて、その後援の爲に盡すのは、これ即ち義勇奉公の精神に外ならないのであります。

『一太郎やあい』の母の言葉――

「うちのことはしんぱいするな。天子様に御ほうこうするだよ。わかつたらもう一度鐵砲を上げろ。」

一太郎の母は、この一言を驢（うま）するため、五里の山道をわらぢがけて急いで來たのです。この一言は、一子一太郎を激勵したのみならず、日本の軍人全體を激勵しました。否、單に日本の軍人のみならず、遍く日本人全體を激勵したのであります。

また、『水兵の母』の手紙――

「聞けば、そなたは豊島沖の海戦にも出ず、又八月十日の威海衛攻撃とやらにも、かく別の働なかりきとのこと、母は如何にも残念に思ひ候。何のために軍には御出でなされ候ぞ。一命をすてて君の御恩に報ゆるためには候はずや。村の方々は、朝に夕にいろ／＼とやさしく御世話下され、一人の子が御國の爲軍に出でし事なれば、定めて不自由なる事もあらん。何にても遠りよなく言へ」と親切におほせ下され候。母は其の方々の顔を見る毎に、そなたのふがひなき事が思ひ出されて、此の胸は張裂くるばかりにて候。八幡様に日參致し候も、そなたがあつばれなるてがらを立て候やうとの心願に候。母も人間なれば、我が子にくしとはつゆ思ひ申さず。いかばかりの思にて此の手紙をしたゝめしか、よく／＼御察し下されたく候。」

これを見る者誰か奮起せずに居られませう。

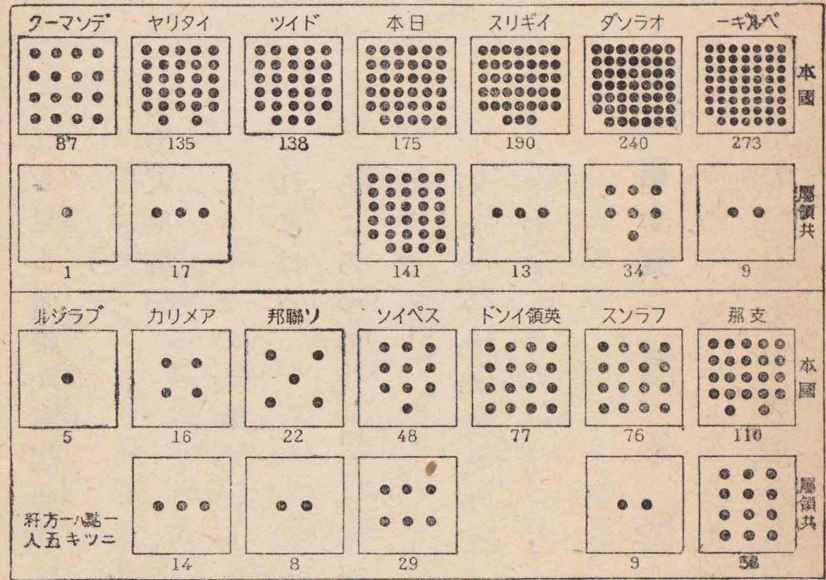
明治天皇御製

しきしまの大和心を、しさはことある時ぞあらはれにける
ちよろづの仇にむかひてたわまぬぞ大和をのこの心なりける
石だたみかたきとりでも軍人みをすてゝこそうち碎きけれ

第十五 海外發展

我が國の人口は、明治五年には三千四百萬餘に過ぎな

●人口の増加



(列國人口密度) 度密口人國列
(るよに版年十和昭會圖勢國本日)

つたのが、明治二十五年には四千萬餘に達し、その後領土の擴張、國力の發展につれて急激に増加し、大正九年第一回國勢調査には七千六百九十八萬人、昭和十年第四百四十五萬人、その内地の人口六千九百二十五萬人に達し、最近數年

拓殖移住

間は毎年百萬以上を増加する割合になります。而してこの人口密度を世界の列國と比較するに、内地に於てはベルギー・オランダ・イギリスに次いで世界第四位にあり、屬領を加へた全版圖に於ては、實に世界第一位を占めてゐます。かくて我が國の人口は、こゝ數年ならずして一億に達するであらうと思はれます。

人口の増加は民族の旺盛な活動力を示すもので、國運發展の象徴として甚だ喜ぶべき現象であります。一面これが爲に生存競争が激烈となり、生活の困難を來し、食糧問題、失業問題など種々の社會問題を惹起すやうになります。これらの問題を解決する爲には、國民が協力して各種産業

の發達を圖ることの大切なのは言ふまでもありませんが、これと共に北海道・樺太・朝鮮・臺灣のやうな比較的人口の稀薄な地に移住して資源の開發、産業の振興を圖ることが必要であります。我が拓殖官廳はこれらの地方に對し、その産業の助長と金融の整備とを圖つて、極力移住を奨励し、その開發に努めてゐます。

◎海外發展

このやうに對内的に拓殖を計ると共に、海外移住の必要なことは論ずるまでもありません。從來我が國民が最も多數に移住したのは米國及び布哇であります。現今は米國移民法によつて新移民は全然送り得なくなつてゐます。けれども我が國民の移住地には滿洲帝國・中華民國・シベリ



南米に於ける邦人の活動

ヤ・南米などがあり、殊に新興滿洲帝國は我が國と最も密接な關係にあつて、その資源の開發と産業の振興とは我等日本國民の雙肩にかゝつて居り、又南米特にブラジルは國土開發のため農業技術に長じた邦人の移住を迎へてゐますから、國民は意を強うして海外發展に邁進すべきであります。

由來我が國民は進取の氣象に富み、開拓の精神に燃えてゐました。神功皇后の御雄圖といひ、豊臣秀吉の文祿・慶長の役と

いひ、また御朱印船が阿媽港・呂宋・安南・暹羅そのほか南洋地方へ渡つて貿易に従事したこと、山田長政が暹羅の國亂を鎮めて高位につき、濱田彌兵衛が臺灣に渡つて武功をたて、天竺徳兵衛が印度に航して地理人情を探つて歸つたことなど、皆そのあらはれて、嘗ては身を扁舟に託して遠く南支那に、南洋方面に進出し、海國民としての面目を發揮したのであります。然るに徳川三百年間の鎖國は、國民をして徒に武陵桃源の夢をむさぼらしめ、爲に海外發展の雄心は著しく阻害されました。されば明治十七年に海外渡航が許可されてから數十年を経た今日でも、海外移住者の數は多くありません。私達はよろしく祖先の遺圖に學び人間到

る處青山ありの意氣を以て、大いに海外雄飛の志を立て、以て國家難局の打開をはかり、永遠に互る國運の隆昌に貢獻しなければなりません。

第十六 我が國民文化

●文化
文化とは自然を純化し理想を實現せんとする人生の過程、即ち人間が自然を支配し、新らしい創造の生活を營んで、本來具有する究極の理想を實現完成せんとする過程の總稱であり、かゝる過程の産物には、學術・教育・宗教などがあります。

●學術
我が國古來の學術は歴代の天皇の御保護・御獎勵によつ

て發達したものであります。即ち神功皇后御雄圖の後、朝鮮との關係が密接となるに及び、儒教・佛教並にこれに隨伴した大陸文化を輸入し給ひ、爲に我が學問及び美術・工藝は急速の進歩をなし、我が國民文化の向上せること著しいものがあります。ついで隋唐の文化を輸入し給ひ、奈良朝に入つては愈々學術發達し、國際關係の繁きを加へ、國民的自覺の強くなるに及び、元明天皇は天武天皇の聖旨に基づき古事記三卷を撰録せしめ給ひ、元正天皇は勅して日本書紀三十卷を編纂せしめられました。勅命による修史の事業は醍醐天皇の御代に至るまで相繼ぎ、いはゆる六國史の成立を見るに至つたのであります。文學に於ては延喜の朝

●教育

に古今和歌集が勅撰せられてより、室町時代に至るまですべて二十一代の勅撰和歌集があります。書籍の刊行に於ても木活字版の最初は後陽成天皇が文祿二年に開板せしめられた「古文孝經」であり、天皇は引續いて慶長二年以後「錦繡段」「勸學文」「日本書紀神代卷」「四書」等いはゆる慶長勅版を梓行せしめ給ひ、次いで後水尾天皇は銅活字を以て元和七年「皇宋事實類苑」を開板せしめられました。殊に明治維新以來西洋の學術百般の攝取普及に關しては、明治・大正・昭和三代の御保護・御獎勵の賜物であります。

畏くも明治天皇は、明治十二年、教育大旨に
教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ

人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ

と仰せられてゐます。我が國の教育はその究極を祖訓國典の大旨即ち國體に見出さなければなりません。即ち教育に關する勅語に訓へ給うたやうに、教育の淵源を國體の精華に求め、日本國民としての使命を遂行して、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることをその精神とすべきであつて、徒らに知識のみを偏重して國民としての實踐に缺くる所のあるものは、我が國教育の本旨に悖つてゐます。私達は教育の普及發達が國民文化の高下を卜する最大要件たるを知り、深く聖旨のあるところに思を致して、その嚮ふ所を

誤らぬやうにしなければなりません。

儒教は實踐的な道として頗る價值ある教であります。支那には易姓革命禪讓放伐が行はれてゐますから、我が國の如く忠孝一致の國家的道德とはなり得ません。しかし、これが我が國に輸入せられ、我が國體に醇化せられて、日本儒教の建設となり、我が國民道德の發達に寄與することが頗る大きくありました。冥想的・超國家的・非現實的な印度佛教も、我が國に攝取されるに及んでは全く日本化せられて、國家的・現世的・實際的の日本佛教となり、崇佛の念は國民一般の固い信念となつて、國本培養に貢獻するところが多くありました。明治維新以來西洋思想は滔々として流入

し來り、我が國運の隆昌に寄與するところも少くありませんが、その個人主義的、唯物主義的傾向は我が國民生活上種々の弊害を醸し、國民思想の動搖を生ずるに至りました。しかし、これ亦漸次我が國體に醇化されて、我が國が世界的發展をなす契機となつてゐます。

これを要するに、我が國に於ける一切の文化は國體の顯現でありまして、その本質に於て肇國以來の大精神を具現したものであります。さうしてその内容を充實發達せしめる爲に外來文化を輸入したのであります。我が國民は常に自主的態度を失はず、よくこれを醇化して「日本のもの」とし、以て我が國独自の文化を建設して來ました。こゝ

⑤我が國民文化

に我が國民性の偉大なるところが存するのであります。

○

明治天皇御製

よきをとりあしきをすてて外國におとらぬ國となすよしもがな

昭憲皇太后御歌

外國のふみのはやしの下風になびきなはてそやまとなてしこ

皇太后陛下御歌

ことくにのいかなる教いりきてもとかすがやがて大御國ぶり

● 國運の發展

第十七 國民の自覺

國史を按ずるに、我が皇室は常に率先して國民を導き給ひ、國民はその御精神を奉體することによつて國運の發展を見ることが出來たのであります。外國文化の輸入はもとより、政治・宗教・道德・學藝・教育いづれも然らざるはありません。

● 教育勅語

「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」との宏謨に基づいて、西洋文明を攝取した我が國は、僅々十數年間に驚くべき進歩を見ました。しかし、その物質文明に眩惑した結果、貴重なる日本精神を忘れ、國民道德の那邊にあるかに迷

ふものがありました。この際、日本臣民の踏むべき大道を昭示して國民思想を統一し給うたのは、畏くも明治天皇にわたらせられ、明治二十三年十月三十日下し賜はつた教育勅語によつて我が國民の嚮ふべき所は確定し、國民精神は振興し、愈々國光を輝かすやうになつたのであります。

然るに明治三十七八年戰役が終つて、一躍世界一等國の班に列するや、國民精神は次第に弛緩して荒怠の風やうやく萌し、自彊の精神おのづから衰退するやうになつたのであります。茲に於て明治天皇は明治四十一年十月十三日戊申詔書を下し賜はつて、忠實・勤儉を勧め、信義を守つて醇厚の風を成すべきことをお諭しになりました。

● 戊申詔書

ともすればうき立ちやすき世の人の心の塵をい
かてしづめむ

とは當時の御製と承ります。叡慮のほど洵に恐懼に堪へ
ません。

④ 國民精神作
興に關する
詔書

戊申詔書の渙發によつて、國民の氣は次第に緊張し來り、
明治天皇崩御の後、あまり動搖沈滞しなかつたのです。
偶々世界大戰勃發し、我が國もその渦中に投じましたけ
れども、幸に戰亂の巷ちまたから遠く離れて、僅かに青島の戰に加
はつたに過ぎなかつた爲、戰爭による慘禍を受けることが
甚だ少く、却つて歐洲諸國が産業停頓の影響を受けて、我が
産業は大いに勃興し、經濟界は空前の活氣を呈して俄かに

國富の増加を見ることになり、いはゆる多くの成金が出現
しました。かくして國民の生活が急に向上した結果、奢侈
贅澤の風を生じ、又々緊張の風を缺くやうになりました。
然るに平和克復と共に歐洲諸國の迅速な復興に引換へ、一
時勃興した我が經濟界は、急轉直下非常な不況に陥り、生活
の不安を増進しました。

加ふるに大戰以來、歐米に於ける思想の動搖は澎湃とし
て我が國に流布し來り、産業の不振、生活の不安と相俟つて、
我が國民思想を益々刺戟し悪化させ、思想界の前途は甚だ
憂ふべき状態なつて來ました。

このやうに經濟上の不安や思想上の動搖の甚しい時に

當つて、大正十二年九月一日突如として襲つた大震火災は帝都の大部分を焦土と化し、慘害は關東一帯に及び、十萬の生靈を殺し、百億の富を失はしめました。斯くの如く益々多事多難ならんとする我が國情について、畏くも大正天皇には深く軫念あらせ給ひ、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書をお下しになつて、この際國民の倚るべきところをお諭しになつたのであります。

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ

詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ吾國民ノ精神ニ待ツヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯

メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守
リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚
ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ
治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭
シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ
朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

幸にこの詔書の渙發によつて、國民は大いに反省するところがあつて、爾來十數年、漸次國民性の長所に目覺め來り、殊に近年日本精神の發揮を高唱するやうになつたことは、洵に意を強うするものがあります。

私達は今、高等女學校三學年の課程を終るに當り、教育勅語・戊申詔書と共にこの國民精神作興に關する詔書を捧讀して深く自省し、日本女子としての自覺を振作して益々祖先の遺風を顯彰することに努めなければなりません。

新制
女子修身書 四年制用卷三 終

日五月八年六十和昭

文部省檢定濟

用科身修・校學女等高

發行所

東京市牛込區市ヶ谷富久町一三番
振替東京七九五七七番
大阪市東區博勞町五丁目
振替大阪九八二〇番

英進社

有所權著作



昭和十二年四月二十五日 發行
昭和十二年四月三十日 訂正再版印刷
昭和十三年一月十五日 訂正再版發行
昭和十三年七月二十五日 訂正再版印刷
昭和十六年七月二十五日 修正三版發行

著者

勝部謙造

發行所

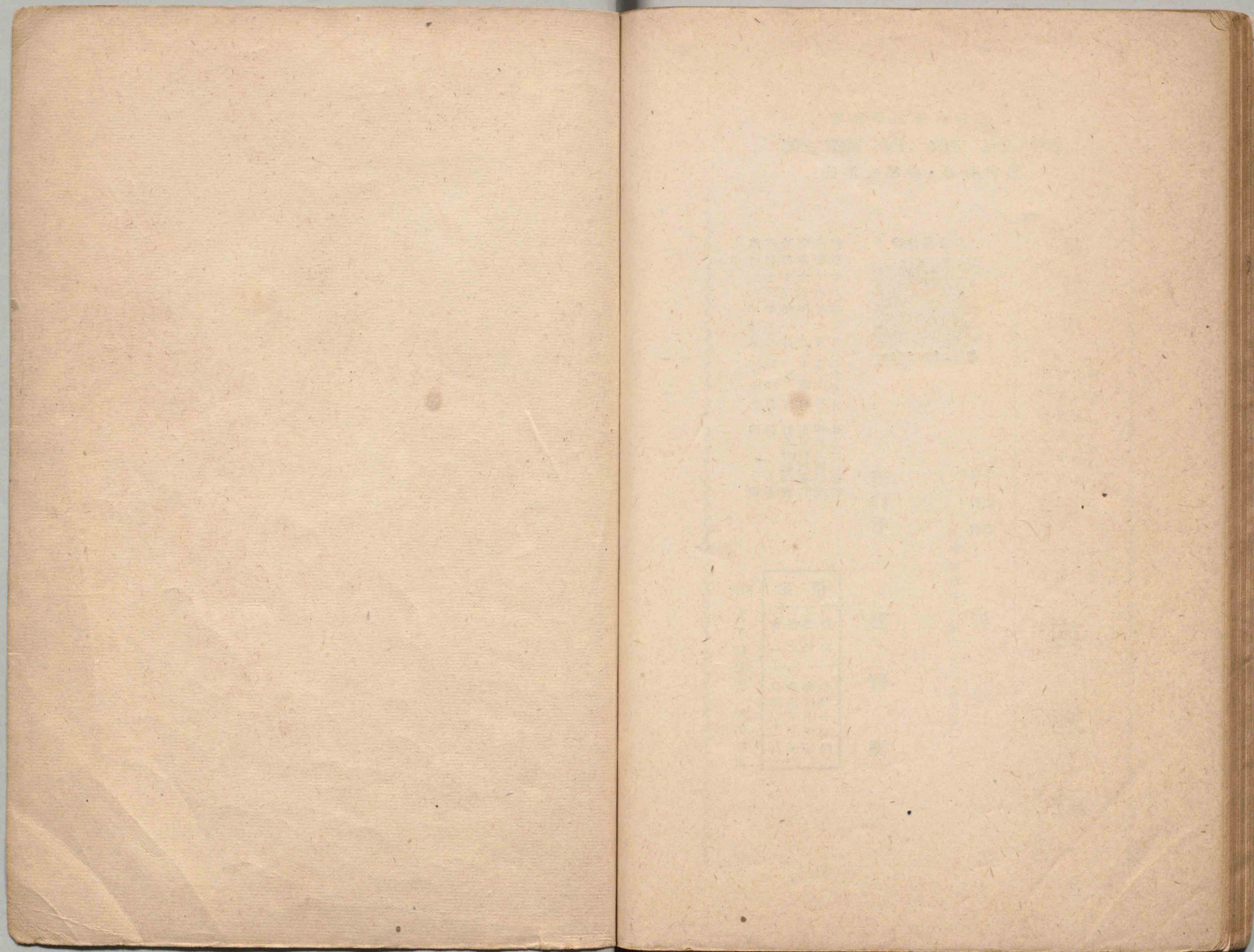
價目

東京市牛込區市ヶ谷富久町一三番

定價			
卷一	卷二	卷三	卷四
金四十五錢	金四十五錢	金四十五錢	金四十五錢

新制 女子修身書 四年制用







國内六郎十郎場十郎

信

黒
田村

広島大学図書

0130449293

